

府中市議会基本条例案に対するパブリックコメントの結果について

府中市議会基本条例（中間素案）についてパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいた意見に対する府中市議会の考え方を次のとおり公表します。

案件名

府中市議会基本条例（案）

募集期間

平成25年10月25日（金）から平成25年11月15日（金）

意見数 3通 13件

提出された意見等の概要及び議会の考え方

条 項	意見の概要	議会としての考え方
全体	「市民」を「 <u>主権者である市民</u> 」としなければならない	市民は主権者であり、あえて条例の中で「主権者である市民」としなくても理解していただけると考えます。
第1条、 第3条第 2項ほか	「市民の負託」ではなく、「市民の信託」とすべきではないか	「信託」は財産管理を任せるということで使われることが多く、市民と政治との関係を規定する用語としては、「負託」という用語がふさわしいと考えます。
第2条第 1項 第1号	「積極的に情報の公開」を「積極的に <u>正しい</u> 情報の公開」に	府中市議会が有する情報の積極的な公開を図るもので、その情報が客観的に正しいかどうかは別の問題であると考えます。
第2条 第4号	<u>政策立案、政策提言した事項に関しては、定期的にPDCAサイクルで検証すること</u> （追加）	議会からの政策立案、政策提言を含め、議会として市の事務事業のチェック及び評価を行い、検証しながら業務改善が図られるようこれからも取り組んでいきます。
第3条 第2項	「市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握」を「市政全般の課題、 <u>弊害</u> 及び市民の多様な意思を的確に <u>調査把握</u> 」へ	「弊害」も含め「課題」としてとらえ、様々な方法で市民の意思を把握することに努めたいと考えています。

第4条	<u>同一会派の議員数は一党独裁にならないために、議決に必要な過半数を超えてはならない</u> （追加）	会派の議員数を制限するようなことはできないと考えます。
第6条 第1項	「行政課題等」を「行政課題や弊害等」に	「弊害」も含め「課題」としてとらえています。
第12条 解説	<u>議会報告会で市民から出た意見とそれに対する議会の回答はすべて公表しなければならない</u> （追加）	議会報告会で出された意見等については、議会内で論議して、公表していきます。
第15条	<u>議会報告会で市民から出た意見とそれに対する議会の回答はすべて公表する</u> （追加）	議会報告会で出された意見等については、議会内で論議して、公表していきます。
第17条 第2項	議会は、重要な政策等の執行後は、 <u>定期的にPDCAサイクルで検証することとする</u> （追加）	重要な政策等を含め、議会として市の事務事業のチェック及び評価を行い、検証しながら業務改善が図られるようこれからも取り組んでいきます。
第20条 第2項	「議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする」を「議会内での申合せ事項等を <u>PDCAサイクルで継続的に見直すものとする</u> 」に	これからも市民により分かりやすい議会運営となるよう議会内で議論し、議会改革を継続し、必要があれば随時、申合せ事項等の見直しも行っていきます。
第21条 第2項	「専門的知識・経験を有する者の活用を検討していきます」を「専門的知識・経験を有する者の活用を推進する」に	事務局の調査機能、法務機能の充実・強化に向け、どのようなことが可能か今後研究していきます。
第25条	府中市特別職報酬等審議会の委員数を20人くらいして、半数を公募してはどうか	府中市特別職報酬等審議会は市長の諮問機関ですので、ご意見として承ります。